

尾道市ふるさと納税推進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、尾道市ふるさと納税事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく寄附（以下「ふるさと納税」という。）を行った者に対して、尾道市ゆかりの商品を贈呈することなど必要な事項を定めることにより、地域情報の発信、地域産業の活性化及びふるさと納税を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと産品等 製造、原材料の生産等が市内で行われている商品、市内に所在する施設におけるサービス又は特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年総務省告示第179号。以下「地場産品基準」という。）第5条第8号イに規定する返礼品等（以下「共通返礼品等」という。）として取り扱うもので、次の条件を満たすもの
 - ア 地場産品基準に合致するもの
 - イ 返礼品に係る関係法令を遵守しているもの
 - ウ 尾道市のイメージ向上、地場産業育成等に資するもの
 - エ 品質及び数量ともに安定した供給が見込めるもの。ただし、あらかじめ期間又は数量を示して供給するものは、この限りでない。
 - オ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの。
- (2) 協賛事業者 本事業に賛同し、ふるさと産品等の提供を行う法人又は個人事業者で、次の条件を満たすもの
 - ア 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所若しくは工場、畑等の生産拠点のいずれかを有する法人又は個人事業者であること。ただし、共通返礼品等を提供する法人又は個人事業者として、市長が特に認めるものについてはこの限りでない。
 - イ 尾道市税の滞納がないこと。
 - ウ 代表者等が、尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。
 - エ その他本事業を実施するに当たり、社会通念上好ましくない事項がないこと。
- (3) 寄附者 尾道市に対して1万円以上のふるさと納税を行った者で

あって、尾道市外に住所を有するもの
(寄附者への待遇)

第3条 市長は、寄附者に対し、本人の申請に基づき、別表のとおり、ふるさと産品等を贈呈する。

(ふるさと産品等の申請)

第4条 前条の規定による申請は、ふるさと産品等申請書(別記様式第1号)により市長に申請するものとする。

2 前項の規定によるもののほか、寄附者はインターネットを經由してふるさと産品等の申請をすることができる。この場合において、当該申請の方法は、前項の申請書に代わる専用フォームに必要事項を入力して申請する方法による。

(ふるさと産品等の申請受付)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、寄附金の納付状況を確認し、ふるさと産品等(商品・サービス)発注票(別記様式第2号)により、関係する協賛事業者に対しふるさと産品等の発送又は提供依頼をし、及びその旨の通知を寄附者に対し行うものとする。

(ふるさと産品等の発送)

第6条 前条の依頼を受けた協賛事業者は、寄附者に対し、速やかにふるさと産品等の発送又は提供を行い、その旨を市長に対しふるさと産品等実績報告書(別記様式第3号)により報告し、あわせて、事業推進費請求書(別記様式第4号)を提出しなければならない。

(協賛事業者への支払)

第7条 市長は、前条の規定による報告及び請求書を受けた場合は、事業推進費として協賛事業者に対し、別表1の中第3欄に掲げる産品について、同表の第4欄に定める限度額を上限として支払うものとする。

(協賛事業者の募集及び決定等)

第8条 協賛事業者の募集及び決定は、次のとおり行う。

(1) 市長は、尾道市ホームページ、広報おのみち等を通じて、毎年協賛事業者を公募するものとする。

(2) 協賛を希望する事業者は、市長が指定する期限までに、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 尾道市ふるさと納税推進事業参加申込書(別記様式第5号)

イ 事業者の概要が分かる書類

ウ 提供するふるさと産品等の紹介文書及び写真

(3) 市長は、前号に定める書類の提出があった場合は、提供を受けるふるさと産品等の内容を総合的に判断した上、協賛事業者を決定し、当該事業者に対し尾道市ふるさと納税推進事業参加可否決定通知書（別記様式第6号）により通知するとともに、決定した協賛事業者及びふるさと産品等の一覧を作成し、公開するなどし、周知に努めるものとする。

(協賛事業者の広告)

第9条 協賛事業者は、寄附者に対し、社会通念上相当と認められる範囲内で、事業、商品等の広告を行うことができる。

(協賛事業者の責務)

第10条 協賛事業者は、寄附者の個人情報に関して適切な管理を行うとともに、流出防止に努め、不正アクセス又は紛失、破壊、改ざん等の危険に対しては、適切な安全対策を実施し、個人情報の保護に努めなければならない。

2 協賛事業者は、年度の中途においては、市長の許可なくふるさと産品等の変更を行ってはならない。やむを得ずふるさと産品等の提供が困難となった変更する必要がある場合は、市長に遅滞なく報告しなければならない。

3 協賛事業者は、この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。

4 協賛事業者は、この事業の実施に関する権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。

5 協賛事業者は、適正な返礼品を確実に供給できる体制の整備に努め、協賛事業者の責任において提供しなければならない。

6 協賛事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、商標法（昭和34年法律第127号）、特許法（昭和34年法律第121号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）等、関係法令を遵守した生産、製造、販売又はサービスの提供に努めなければならない。

7 協賛事業者のうち食品を返礼品として取扱うものは、該当する返礼品の産地名を適正に表示し、及び市長から調査・確認を求められたときは

これに応じなければならない。

8 協賛事業者は、地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行わなければならない。

9 協賛事業者は、この要領に定めるほか、市長が指示する事項に従い、事故、トラブル等の発生に際しては、誠実、適切な処理を行い、及び市長に遅滞なく報告しなければならない。

(取引の中止)

第11条 市長は、協賛事業者がこの要領に定める要件等を満たさないと判断した場合には、当該協賛事業者との取引を中止することができる。

2 取引の中止により生じた不利益については、協賛事業者が負うものとし、市長は、寄附者への補償に要する費用及び本市に対する損害賠償を請求することができるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成24年5月10日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年8月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日の前にこの要領による改正前の尾道市ふるさと納税推進事業実施要領の規定により決定された事項については、この要領による改正後の尾道市ふるさと納税推進事業実施要領の規定により決定されたものとみなす。

付 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領による改正後の第2条第4号の規定は、この要領の施行の日以後にする申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月18日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表1の規定は、この要領の施行の日以後にする申請又は報告及び請求について適用し、同日前になされた申請又は報告及び請求については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年10月8日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領による改正後の第2条第3号の規定は、この要領の施行の日以後にする申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領による改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後にされる申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領による改正後の第2条第2号の規定は、この要領の施行の日

以後にされる申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

別表（第3条、第7条関係）

ふるさと産品等の種別	寄附金額	贈呈するふるさと産品等	事業推進費限度額
商品又はサービスの提供と交換することのできるポイント、引換券等のふるさと産品等	1万円以上 11,000円未満	3,000円相当のふるさと産品等	3,000円及び送料
	11,000円以上	1,000円ごとに300円を加算した金額を3,000円と合計した金額相当のふるさと産品等	1,000円ごとに300円を加算した金額を3,000円と合計した金額及び送料
それ以外のふるさと産品等	1万円以上 11,000円未満	2,500円相当のふるさと産品等	2,500円及び送料
	11,000円以上	1,000円ごとに250円を加算した金額を2,500円と合計した金額相当のふるさと産品等	1,000円ごとに250円を加算した金額を2,500円と合計した金額及び送料